

市民農園を開設してみませんか？

松本市 農政課

特定農地貸付法による要件です。

- 1) 10 a 未満の貸付けで、複数の者を対象に、一定のルールに基づいて行われること。
- 2) 営利を目的としない農作物の栽培であること。
- 3) 貸付期間が5年を超えないこと。
- 4) 自己責任において管理運営を行うこと。

開設までの手続き（～）です。



農業委員会に承認申請書の提出・・・
「特定農地貸付けの承認申請書」を
・貸付協定と・貸付規程を添えて提出します。

農業委員会による審査・承認。
ア) 周辺農地の効率的な利用等の見地
から申請地が適切な位置にあり、かつ
妥当な規模を超えないこと。
イ) 募集及び選考方法が公平かつ適正
なものであること。
ウ) 貸付条件・農園の管理運営方法・
当該地の権利の種類が有効かつ適正
なものであること。
エ) 小作地でないこと。

開園準備完了！
貸付協定及び貸付協定に基づき、開設者
において募集・選考・貸出し手続きを進め
てください。

